

保護具着用管理責任者教育について

(労働安全衛生規則 第12条の6)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として従事者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となっております。

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等から選任できますが、選任できない場合には、「保護具着用管理責任者教育」の受講者から選任しなければなりません。

なお、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた場合においても、同教育を受講していただくことが望ましいとされております。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	保護具着用管理	0.5 時間
	保護具に関する知識	3時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	関係法令	0.5 時間
実 技	保護具の使用方法等	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。